

ご存じですか？ 固定資産の縦覧・閲覧制度

毎年、納税通知書を発送する前に、課税台帳をお見せする期間を設けています。

- ・自分の固定資産税額がいくらになるのか確認したい
 - ・自分の土地、家屋と他の土地、家屋の評価額を比較し、適正であるか確認したい
 - ・借りている土地や家の評価額や税額を知りたい
 - ・今年になってから取得した土地が、どのような評価をされているのか知りたい
- という方は、この機会にご利用ください。

土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自分が所有している土地・家屋と他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

- 期間 4月3日(月)～5月31日(水)
- 場所 税務課
- 対象者 固定資産税の納税者
- 持ち物 本人確認ができるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)
※代理人は委任状も必要です。
- 手数料 無料

固定資産課税台帳の閲覧

資産の価格、課税標準額、評価方法などを確認するための制度です。

- 期間 通年
- 場所 税務課
- 対象者
 - ①固定資産の所有者
 - ②土地・家屋を有償で借りている方
 - ③固定資産の処分をする権利を有する一定の方
- 持ち物

本人確認ができるもの(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)

※対象者の②・③に該当する方は、それらを確認できるもの(賃貸借契約書など)も必要です。

※代理人は、「名寄帳の取得」と明記されている委任状も必要です。

■手数料 写し1枚につき300円

※縦覧期間中は無料です。

■問い合わせ先
税務課 ☎(32)8892



医療費助成額の推移

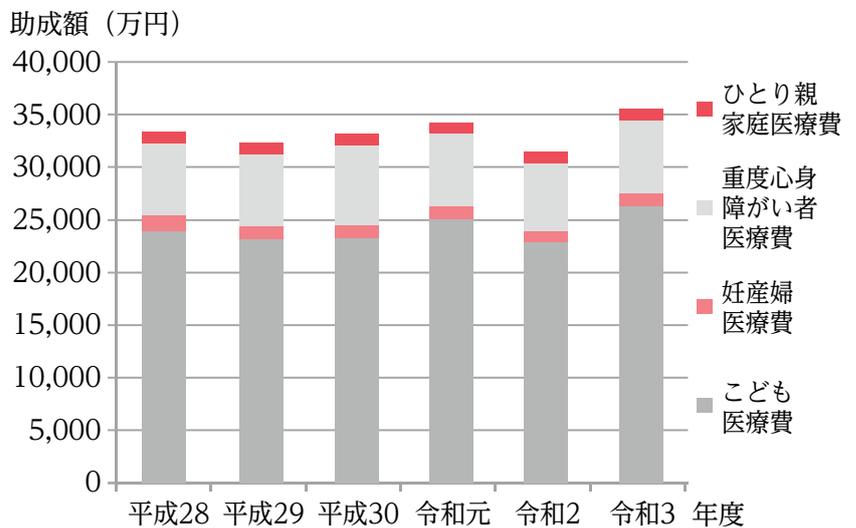
市では、県の補助制度に基づき各種医療費の助成を行っています。今回は平成29年度から令和3年度まで、過去5年度分の医療費助成額と助成件数についてお知らせします。

令和3年度医療費助成の合計額は、前年度比12.68%増の3億5,530万円、助成件数は前年度比10.17%増の15万3,130件であり、いずれも増加となりました。

窓口負担の無料化が拡大されることにより、疾病が軽度なうちに、必要な受診の確保と重症化の防止が促進されるため、結果的に医療機関への受診件数の減少が期待できます。

医療費助成制度が、疾病の早期発見と早期治療を促進し、心身の健康を向上させるためにも必要不可欠なものであることをご理解ください。

■問い合わせ先
社会福祉課 ☎(32)8902



年度	子ども医療費	妊産婦医療費	重度心身障がい者医療費	ひとり親家庭医療費	各種医療費合計	助成件数(件)
平成28	24,049	1,383	6,905	1,041	33,378	159,826
平成29	23,232	1,278	6,766	1,133	32,409	152,973
平成30	23,278	1,265	7,548	1,107	33,198	151,873
令和元	25,154	1,234	6,845	997	34,230	159,094
令和2	22,946	1,064	6,489	1,033	31,532	138,999
令和3	26,391	1,299	6,816	1,024	35,530	153,130